

令和5・6年度  
東温市小規模保育事業者 募集要項



東温市イメージキャラクター いのとん

東温市 保育幼稚園課

## 《 注 意 事 項 》

1. 本募集要項に基づき、事業者として選定を受けた場合でも、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第65 号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。

また、認可等の申請時において、東温市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26 年東温市条例第15 号）及び東温市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東温市条例第14号）の基準を満たしている必要があります。

2. 本募集要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

# 目次

はじめに .....	3
<b>1. 募集施設について</b> .....	<b>3</b>
(施設種別、募集施設数、開設時期、定員、受入年齢、募集対象地区、認可基準等)	
<b>2. 応募手続きについて</b> .....	<b>4</b>
(1) 参加意向届出書の提出について .....	4
(2) 応募に係る質問について .....	4
(3) 東温市小規模保育事業者応募申請書の提出について .....	4
(4) スケジュールについて .....	4
<b>3. 応募資格について</b> .....	<b>6</b>
<b>4. 選考について</b> .....	<b>8</b>
(1) 選考方法について .....	8
(2) 評価項目について .....	8
(3) 開設運営事業者の決定について .....	9
(4) 選定結果の通知及び公表について .....	9
<b>5. その他注意事項</b> .....	<b>9</b>

## (別紙)

- 参加意向届出書 (様式第1号)
- 東温市小規模保育事業者応募申請書 (様式第2号)
- 家庭的保育事業等認可事業計画書 (様式第3号)
- 家庭的保育事業等認可事業計画書 (様式第3号：記入要領)
- 添付書類一覧
- 欠格事由に該当しない旨の誓約書 (様式第4号)
- 質問書 (様式第5号)
- 資金収支計画書 (様式第6号)
- 借入金返済計画書 (様式第7号)
- 時間帯別保育従事者配置表 (様式第8号)

## はじめに

幼児教育・保育無償化や近年の共働き世帯の増加などの影響により、人口減少に相反して、今後も保育需要は伸びていくことが予想されています。

本市においても、低年齢児を中心とした保育需要の増加が顕著となっており、今後、待機児童を発生させないために、具体的な対策を早急に講じていく必要があると考えています。

このことから、本市ではより良い子育て環境の整備を目的として、保育の受け皿を確保するため、新たに小規模保育事業者の公募を実施いたします。

### 1. 募集施設について

施設種別	小規模保育事業A型								
募集施設数	1施設								
開設時期	原則として、令和7年4月1日までに開設 令和7年3月末までに事業所の整備を完了し、本市による確認及び認可を受け、令和7年4月1日までに開設することを要件とします。 ただし、早期に事業所整備が完了し、認可等の申請手続きを行ったうえで、開設時期を早めることができる場合には、令和7年4月1日以前の開設についても認めるものとします。なお、応募資格の詳細については、6ページをご確認ください。								
定員	19人 年齢別の定員構成については、下記の目安を踏まえて設定してください。 ただし、「0歳児の定員が0人」となることや、「年齢が上がるにつれて定員が減少する定員構成」等については不可とします。（※ 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児） (例) <table border="1"><thead><tr><th>0歳児</th><th>1歳児</th><th>2歳児</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>6人</td><td>6人</td><td>7人</td><td>19人</td></tr></tbody></table>	0歳児	1歳児	2歳児	合計	6人	6人	7人	19人
0歳児	1歳児	2歳児	合計						
6人	6人	7人	19人						
受入年齢	0歳児（生後2ヶ月）から2歳児								
募集対象地区	市内全域								
認可基準等	この要項のほか、下記の本市条例を参照してください。あわせて、国の児童福祉法、同施行令、同施行規則、各通知及び事務連絡も参照してください。 《東温市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例》 また、設置する事業所については、以下の要件を満たすことが必要です。 (ア) 原則として土地・建物の登記等が適切に行われており、安定的な運営が可能であること。 (イ) 既存建物を使用する場合、建築確認済証及び検査済証の交付が確認されていること。 (ウ) 建築基準法及びその他関係法令・通知等に基づく手続き（新設、用途変更等）が行えること。								

## 2. 応募手続きについて

### (1) 参加意向届出書の提出について

本事業について、応募への参加意向の確認を行いますので、下記のとおり「参加意向届出書」を提出してください。

**提出書類：参加意向届出書（様式第1号）**

※添付書類含む。

《期間》	令和6年2月22日（木）まで ※開庁日のみ
《時間》	午前9時から午後5時まで
《場所》	東温市役所4階 保育幼稚園課 幼児教育・保育係（TEL 089-964-4484）

※原則として、直接、保育幼稚園課へ持参してください。

※参加意向届出書を提出していない場合は、その後の東温市小規模保育事業者応募申請書の提出があっても受理できません。

### (2) 応募に係る質問について

本事業に関して質問等がある場合は、下記のとおり「質問書」を提出してください。

**提出書類：質問書（様式第5号）**

《期間》	令和6年3月22日（金） 午後5時まで
《FAX》	089-964-4449
《mail》	hoikuyoutien@city.toon.lg.jp

※応募に係る質問等があった場合は、参加意向届出書を提出された事業者全てに周知いたします。

### (3) 東温市小規模保育事業者応募申請書の提出について

上記（1）の参加意向届出書を提出した事業者は、下記のとおり「東温市小規模保育事業者応募申請書」を 各10部 提出してください。

**提出書類：東温市小規模保育事業者応募申請書（様式第2号）**


※添付書類含む。

《期間》	令和6年4月19日（金）まで ※開庁日のみ
《時間》	午前9時から午後5時まで
《場所》	東温市役所4階 保育幼稚園課 幼児教育・保育係（TEL 089-964-4484）

※原則として、直接、保育幼稚園課へ持参してください。

※締め切り後の追加提出は認めませんので、必ず定められた期間までに提出してください。

#### (4) スケジュールについて

日 程	内 容
令和6年1月22日(月)	募集開始 (HP等による周知)
令和6年2月22日(木)	「参加意向届出書」の提出期限
令和6年3月22日(金)	「質問書」の提出期限
令和6年4月19日(金)	「東温市小規模保育事業者応募申請書」 の提出期限
令和6年5月下旬	小規模保育事業者選考委員会 (プロポーザル、書類審査の実施)
令和6年6月上旬	事業者への結果を通知・公表
令和6年6月中旬	東温市子ども・子育て会議へ報告
令和6年8月頃	家庭的保育事業者認可申請書 (本申請) の提出
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業者 設立準備期間</div>
令和7年4月1日	家庭的保育事業者認可 (事業開始)

※現時点の予定ですので、実施時期については変更が生じる場合があります。

### 3. 応募資格について

東温市小規模保育事業を申請する者は、次の（１）から（７）に掲げる要件をすべて満たすこととします。

	資格要件	チェック
(1)	社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び東温市による指導を遵守できること。	<input type="checkbox"/>
(2)	保育事業に対して熱意と理解を持ち、事業所の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。	<input type="checkbox"/>
(3)	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。	<input type="checkbox"/>
(4)	「東温市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を熟読し、理解していること。	<input type="checkbox"/>
(5)	<p>社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとし、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。</p> <p>（ア）実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくは公的機関等の実施する所長研修受講者、又は、経営者に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。</p> <p>（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。</p> <p>（ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p>	<input type="checkbox"/>
(6)	<p>社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、保育事業を経営するために必要な経済的基礎を有することとし、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>（ア）保育事業を経営するために土地又は建物について貸与を受ける場合は、次の①から⑤の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①貸与を受ける土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記できること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などは、登記を行わないこととしても差し支えない。</p> <p>②賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。</p> <p>③賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、また原則として2年分の賃借料相当額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、これまでの運</p>	<input type="checkbox"/>

	<p>営実績等から安定的な事業経営が可能と認められる場合には、2年分のうち半年分を減額できる場合がある。</p> <p>④上記③の資金の額が、年間事業費の1/2を下回る場合は、年間事業費の1/2以上に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。</p> <p>⑤賃借料及びその財源を資金収支計画書（様式第6号）へ適正に計上すること。</p> <p>(イ) 保育事業を営むために直接必要なすべての物件について所有権を有している場合は、年間事業費の1/2以上に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。</p>	
(7)	<p>児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル及び、次の<u>(ア)から(タ)のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>(ア) 東温市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者</p> <p>(イ) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体</p> <p>(ウ) 県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体</p> <p>(エ) 東温市税を滞納している法人その他の団体</p> <p>(オ) 東温市における指名停止措置等を審査結果通知日までの間に受けている者。</p> <p>(カ) 暴力団(東温市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体</p> <p>(キ) 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体</p> <p>(ク) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体</p> <p>(ケ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体</p> <p>(コ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体</p> <p>(サ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体</p> <p>(シ) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者</p> <p>(ス) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者</p> <p>(セ) 申請日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者</p> <p>(ソ) 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者</p> <p>(タ) 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者</p>	<input type="checkbox"/>



## 4. 選考について

### (1) 選考方法について

東温市小規模保育事業者選考委員会（以下「委員会」という。）による審査を行います。

#### ① 書類審査

応募事業者から提出された応募申請書等の内容について、書類審査を行います。

#### ② プロポーザル

書類審査後、提出された応募申請書等の内容について、応募事業者にプレゼンテーション及び質疑応答を行います。なお、ヒアリング審査の日時や会場等については、書類提出の締め切り後に個別に応募事業者あてに別途通知します。

### (2) 評価項目について

選考委員会において、以下の各審査項目に応じて評価（採点）を行います。

審査項目			配点
1	応募理由に関する事項	応募動機 保育理念、保育事業への理解と熱意	20
2	設置者に関する事項	組織体制、保育施設等の運営実績	15
3	施設に関する事項	保育室等の面積・環境、園庭・駐車場の確保状況、土地・建物の所有状況、施設の立地、近隣住民等への説明	35
4	保育実施に関する事項	職員配置、保育従事者の確保状況、保育の内容、支援が必要な児童への対応、職員の人材育成、給食の提供内容・連携施設等	65
5	資金計画等に関する事項	資金調達、既存の経営状況、運営資金計画の内容	20
6	各種計画その他に関する事項	災害・事故・感染症等に係る各種計画、保護者等からの苦情対応、職場環境、地域貢献、施設特色・アピールポイントその他	45
合計			200

※応募事業者が複数の場合は、合計点が最も高い事業者を選定します。

※事業者の点数が、市が定める選考最低基準（150点：75％）に満たない場合は、事業者として選定いたしません。

### (3) 開設運営事業者の決定について

市長は、委員会による書類及びプロポーザルによる審査、また他の教育・保育施設の整備計画などを勘案し、事業計画が適切で、事業の有効性、必要性が認められる応募申請者を開設運営事業者として決定します。

なお、開設運営事業者が、その地位を辞退した場合や、何らかの事情で決定者の地位が取り消された場合は、決定されなかった応募申請者の中から追加で開設運営事業者を決定することがあります。

### (4) 選定結果の通知及び公表について

結果については、応募申請者に対して個別に通知するとともに市ホームページにおいて公表します。

なお、公表に際しては応募のあった全事業者について結果を公表しますが、決定者以外の名称は公表しません。

## 5. その他注意事項

- (1) 応募申請後であって、結果通知前に辞退をする場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。また、原則として決定後の辞退はできないものとしますが、本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 応募申請書の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件に関して全てを承諾したものとみなします。したがって、質問等がある場合は期間内に質問書（様式第5号）を提出してください。
- (3) 審査の公平性を期すため、応募事業者及びその関係者から応募書類・計画内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、審査の事前・事後ともに受け付けません。
- (4) 原則として提出書類の内容についての変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、補足資料の追加提出、個別に内容説明等を求める場合があります。
- (5) 応募に係る一切の経費については、選定結果にかかわらず応募事業者の負担とします。なお、応募の際に提出された書類については返却しません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。なお、失格になった場合において、応募事業者が要した一切の費用について本市は補償いたしません。
  - ・ 応募書類等を提出期限に遅れて提出した場合（ただし、本市が期限後に追加資料の提出を求めた場合を除く。）
  - ・ 応募書類等が本募集要項における要求基準を満たしていない場合
  - ・ 応募書類等に虚偽の記載等、重大な瑕疵があった場合
  - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ・ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出について、正当な理由なく拒んだ場合
  - ・ その他、関係法令及び本募集要項に違反すると認められる場合
- (7) 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行ってください。

- (8) 小規模保育事業を運営するにあたり、必要となる行政上の手続きについては、事前に関係機関と相談のうえ、応募事業者自らが確認を行ってください。
- (9) 応募事業者に係る審査を行うにあたり、市が財務状況について調査を行う場合があります。その他必要に応じて、関係機関（官公庁・金融機関等）への問い合わせをすることがあります。
- (10) 施設管理者となる者は、申請時に必ず決めておく必要があり、やむを得ない事情がある場合を除き、決定後の管理者の変更は認めません。
- (11) 小規模保育事業の運営につき、土地・建物の所有者、地域住民等に対して事業計画等の十分な説明を行い、関係者から十分な理解が得られるように努めてください。決定後についても同様とします。
- (12) 原則として、事業計画の変更は認めませんが、保育サービスの向上につながるものや施設整備に伴う設計の軽微な変更等やむを得ないもので、選考審査に影響を与えないものに限り、本市と協議の上で認める場合があります。
- (13) 決定者は、提出書類に記載された事項に虚偽事項もしくは重大な違背行為があると認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、決定者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- (14) 本募集要項の記載内容については、国及び東温市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (15) 利用定員数は、認可定員数と同数として、開設当初から設定した定員数の受入体制を整えるよう努めてください。ただし、東温市が定員どおりの入園児数を保障するものではありません。
- (16) 事業の認可後に、東温市が関係法令に基づき運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従ってください。
- (17) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合は、本募集を中止することがあります。
- (18) 市が定めるスケジュール・手続きに従わず、本募集要項に基づく小規模保育事業所の開設を行えないときは、決定を取り消す場合があります。
- (19) 地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認を受ける場合、認可基準のほかに、特定地域型保育事業の基準を満たす必要がありますので、下記の市条例も合わせてご確認ください。

《東温市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例》